イノベーション共創プラットフォーム形成事業

ものづくり人材の育成に係る技術研修契約書

　富山県(以下「甲」という。)と　　　　　　 (以下「乙」という。)とは、イノベション共創プラットフォーム形成事業ものづくり人材の育成に係る技術研修の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

(研修内容)

第１条　研修内容は、次のとおりとする。

　(１)　研修題目

　(２)　研修目的

　(３)　研修項目・内容

　(４)　研修生は、別表第１に掲げるものとする。

　(５)　研修期間　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

　(６)　研修場所　　　　富山県産業技術研究開発センター　○○研究所

　(７)　研修指導責任者　○○研究所　○○○○課　課長　○○　○○

　　　　研修指導担当者　○○研究所　○○○○課　○○研究員　○○　○○

(研修に要する経費)

第２条　乙は、別表第２のとおり研修に要する経費(以下「経費」という。)を負担する。

２　乙は経費　金　　円を甲が別途発行する納入通知書により　　年　　月　　日までに甲に納付するものとする。

３　乙が所定の納付期限までに経費を納付しないときは、富山県延滞金徴収条例(昭和43年３月23日富山県条例第５号)により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

４　研修を終了又は中止したときに、第２項に基づき納付された経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は、乙からの返還があった場合、これに応じなければならない。

５　研修期間の延長により、第２項に基づき納付された経費の額に不足が生じた場合は、乙は甲に不足する額を納付しなければならない。

(協議)

第３条　この契約で定めるもの及び富山県産業技術研究開発センター研修生規程で定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　 富山市新総曲輪１番７号

富山県知事

乙　 所在地

名　 称

代表者氏名

別表第１　研修生

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 所属機関・部・課名 | 所在地・連絡先 | 職名・担当業務 |
|  |  | (〒　　)  (TEL　　　　　　　　) |  |
|  |  |  |  |

別表第２　研修に要する経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　額　（円） | 備　考 |
| 研修料の内訳  　消耗品費  　役務費 |  |  |
| 合　計 |  |  |
| （負担内訳）  　　富山県  　　〇〇〇〇株式会社 |  |  |